

福岡県公報

平成22年3月3日
第3081号

目次

告示(第387号-第401号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
都市計画事業の認可	(公園街路課)	2
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	2
林業種苗法に基づく生産事業者の登録	(林業振興課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用の開始	(道路維持課)	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
土地区画整理組合の解散の認可	(都市計画課)	3
土地改良区の役員の退任	(農村整備課)	3
土地改良区の清算人の退任	(農村整備課)	4
土地改良区の清算人の退任	(農村整備課)	4
県営土地改良事業の工事の完了	(農村整備課)	4
公共測量の実施	(県土整備総務課)	4
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課)	5
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課)	5
公 告		
平成22年二級建築士及び木造建築士試験の実施	(建築指導課)	5
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(医療指導課)	7
宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開	(建築指導課)	7
宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開		

(建築指導課)	7	
宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開		
(建築指導課)	8	
宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開		
(建築指導課)	8	
公安委員会		
福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則		
(警察本部警務課)	8	
福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則		
(警察本部警務課)	9	
雑 報		
審議会の答申に係る福岡県教育委員会意見書提出制度要綱の規定に基づく意見及び答申の公表	(教育庁文化財保護課)	10
正 誤		
道路の区域の変更(平成22年2月福岡県告示第320号)中正誤	12	
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示(平成21年12月福岡県公安委員会告示第362号)中正誤	12	
猟銃等講習会及び年少射撃資格講習会に関する規程(平成21年12月福岡県公安委員会告示第361号)中正誤	12	

告 示

福岡県告示第387号
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成22年3月3日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市紫6丁目150番1、150番6及び150番8から150番94まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都千代田区大手町1丁目3番2号
住友林業株式会社 代表取締役 矢野 龍

福岡県告示第388号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年3月3日

福岡県知事 麻 生 渡

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州都市計画道路事業3・2・10号9号線

3 事業施行期間

平成22年3月3日から平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

福岡県北九州市小倉南区下南方一丁目及び二丁目並びに高野一丁目及び二丁目並びに長尾一丁目、二丁目、四丁目及び五丁目地内

(2) 使用の部分

福岡県北九州市小倉南区下南方一丁目及び二丁目並びに高野一丁目及び二丁目並びに長尾二丁目地内

福岡県告示第389号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成20年9月福岡県告示第1516号1・4・5号戸畑大谷線、1・4・8号響灘戸畑線、3・2・15号新池町線及び3・5・188号新池町中原線の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年3月3日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成12年8月4日から平成25年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成20年9月福岡県告示第1516号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成20年9月福岡県告示第1516号の事業地に同じ

福岡県告示第390号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成22年3月3日

福岡県知事 麻 生 渡

登録番号	生産事業者		生産事業内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地
福岡県第498号	青木謙次	朝倉郡筑前町朝日660-18	種穂苗木	愛山会種苗園	朝倉郡筑前町朝日660-18

福岡県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月3日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

福岡	県道	津和崎線 潤	前	糸島市泊1276番1先から 糸島市波多江駅北2丁目 1番21先まで	7.5 ~ 37.0	1,965.6
			前	同上	8.8 ~ 50.0	2,009.0
			後	同上	7.5 ~ 37.0	1,965.6
			後	同上	8.8 ~ 50.0	2,009.0

福岡県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年3月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月3日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	那珂川 大野城線	筑紫郡那珂川町後野2丁目34番2先から 筑紫郡那珂川町仲3丁目523番5先まで

福岡県告示第393号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年3月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市二丈福井字井ノ口3430、3431、3435、3435 - 2、3436、3437、3439、3444 - 1、3444 - 3、3527、3528、3533から3535まで、3538、3539、3541から3544まで、3547から3551まで、3551 - 2、3552 - 1、3552 - 3、3552 - 4、3565 - 1、3565 - 5、3566 - 1、3566 - 4、3566 - 5、3567 - 1から3567 - 3まで、3568、3569、3570 - 1、3570 - 2、3571、3572、3574から3576まで、3576 - 2、3577 - 1及び3577 - 3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大分県中津市永添1802

宗教法人 三明院 代表役員 古梶 英明

福岡県告示第394号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定に基づき、粕屋町駕与丁北部土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により次のように公告する。

平成22年3月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 組合の名称

粕屋町駕与丁北部土地区画整理組合

2 事務所の所在地

糟屋郡粕屋町駕与丁二丁目3番23号

3 設立認可の年月日

平成20年2月5日

4 解散認可の年月日

平成22年2月22日

福岡県告示第395号

本道寺・香園土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年3月3日

福岡県知事 麻生 渡

退任理事

氏名	住所
日永田 稔	筑紫野市大字香園222 - 4

福岡県告示第396号

解散した清算法人福岡市内野西土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年3月3日

福岡県知事 麻生 渡

氏名	住所
眞名子 敏彦	福岡市早良区大字西1358番地
西嶋 善基	" 西1355番地
津田 文基	" 西1622番地2
津田 正人	" 西1633番地
國友 源喜	" 西350番地2
井上 善晴	" 内野八丁目11番10号
平川 純一	" 大字西2070番地
鳥飼 茂之	" 石釜781番地7
平川 惣次郎	" 西233番地

福岡県告示第397号

解散した清算法人福岡市小笠木土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年3月3日

福岡県知事 麻生 渡

氏名	住所
庄崎 茂人	福岡市早良区大字小笠木944番地3
平川 保	" 128番地
結城 大助	" 554番地
結城 克己	" 519番地
平川 淳	" 796番地1
樋口 進	" 805番地2
石津 孝之	" 大字脇山258番地
石津 敏郎	" 237番地

福岡県告示第398号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成22年3月3日

福岡県知事 麻生 渡

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用排水施設整備事業（矢部川下流地区）	平成20年3月28日
農道整備事業（高見地区）	平成21年8月28日
区画整理事業（三恵郷地区）	平成20年6月2日
農業用排水施設整備事業（三恵郷地区）	平成20年6月2日
農道整備事業（三恵郷地区）	平成20年6月2日
農道整備事業（宝珠山地区）	平成18年10月23日
農業用排水施設整備事業（宝珠山地区）	平成21年3月30日
農業用ため池整備事業（宝珠山地区）	平成21年7月13日
農用地保全事業（宝珠山地区）	平成21年3月18日

福岡県告示第399号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年3月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区一円	平成22年2月3日から 平成22年3月31日まで

福岡県告示第400号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年3月3日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営巡出地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成22年3月3日から 平成22年4月1日まで	飯塚市役所

福岡県告示第401号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年3月3日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営上松尾地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成22年3月3日から 平成22年4月1日まで	鞍手町役場

公 告

公告

平成22年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のように実施する。

なお、試験に関する事務は、建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第1項の規定に基づき、昭和60年11月福岡県告示第1683号の2により指定した財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成22年3月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 受験資格

二級建築士試験にあつては平成22年7月3日現在、木造建築士試験にあつては平成22年7月24日現在において、次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者
- (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を3年以上有する者
- (3) 建築士法の規定により知事が定める受験資格（平成21年1月福岡県告示第169号）により受験資格を認められた者
- (4) 建築実務の経験を7年以上有する者

2 試験

(1) 方法

ア 試験は、学科及び建築設計製図について、筆記試験により行う。

イ 建築設計製図の試験は、本年の学科の試験の合格者並びに平成20年及び平成21年の学科の試験の合格者に限り受けることができる（他の都道府県知事が行った二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者を含む。）。

ウ 学科の試験科目は、建築計画、建築法規、建築構造及び建築施工とする。

(2) 日時及び場所

ア 二級建築士試験

試験の区分	日 時	場 所
学科の試験	平成22年7月4日（日曜日） 午前10時～午後5時10分	福岡市東区松香台2-3-1 九州産業大学
設計製図の試験	平成22年9月12日（日曜日） 午前11時30分～午後4時	

イ 木造建築士試験

試験の区分	日 時	場 所
学科の試験	平成22年7月25日（日曜日） 午前10時～午後5時10分	福岡市早良区西新3-12-14 西南学院大学
設計製図の試験	平成22年10月10日（日曜日） 午前11時30分～午後4時	福岡市東区松香台2-3-1 九州産業大学

3 受験の申込手続

(1) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込書は、県の県土整備事務所建築指導課、社団法人福岡県建築士会（福岡市博多区博多駅東3-14-18）において配布する。

イ 受験申込書は、工の受付場所に直接提出すること。

ウ 受験手数料は、財団法人建築技術教育普及センター指定の振替用紙により郵便局に払い込んで納付し、その際発行される払込受付証明書を受験申込書の所定欄に貼り付けること。なお、受験手数料は、試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 受験申込みの受付期間等

受 付 期 間	受付時間	受 付 場 所
平成22年4月12日（月曜日）～ 同月16日（金曜日）	午前10時～ 午後4時	福岡市博多区博多駅前2-9-28 福岡商工会議所305会議室

(2) インターネットによる受験申込み

ア インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

イ 受験申込みの受付期間等

受 付 期 間	受 付 時 間
平成22年4月1日（木曜日）～同月7日（水曜日）	受付開始日の午前10時～ 受付最終日の午後4時

ウ 財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）において必要な事項を入力し申し込むこと。

エ 受験手数料は、財団法人建築技術教育普及センターが指定するクレジットカード又はコンビニエンスストア決済により納付すること。なお、受験手数料は、試験を受けなかった場合でも返還しない。

4 合格者の発表

二級建築士試験における学科の試験の合格者の氏名は平成22年8月24日（火曜日）頃、木造建築士試験における学科の試験の合格者の氏名は同年9月7日（火曜日）頃、最終合格者の氏名は同年12月2日（木曜日）頃に発表する。発表は、合格者に対して通知するほか、財団法人建築技術教育普及センター九州支部（福岡市博多区博多駅東2-9-1）及び社団法人福岡県建築士会の事務所に掲示するとともに、合格者の受験番号を財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）に掲載して行う。

5 その他

受験手続、合格者の発表の日その他の問い合わせは、福岡県建築都市部建築指導課（電話092-643-3721）若しくは県の県土整備事務所建築指導課、財団法人建築技術教育普及センター九州支部（電話092-471-6310）又は社団法人福岡県建築士会（

電話092 - 441 - 1867) に対して行うこと。

公告

福岡県地域医療医師奨学金貸与条例施行規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成22年3月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見募集期間

平成22年2月18日から平成22年3月23日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県保健医療介護部医療指導課に備え置きます。

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

平成22年3月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 被聴聞者

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事(2) 第14558号	株式会社ライフハウス 代表者 森田 利夫	八女市立野131 - 3

2 聴聞期日及び場所

平成22年3月24日 午後1時30分

福岡市博多区東公園7 - 7

福岡県庁行政棟地下1階行政7号会議室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問い合わせ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号 092 - 643 - 3030

郵便による場合のあて先

郵便番号 812-8577 (福岡県庁)

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

平成22年3月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 被聴聞者

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事(1) 第16162号	有限会社住まいのキャスト 代表者 猪口 龍男	北九州市小倉北区田町11 - 10 - 103

2 聴聞期日及び場所

平成22年3月24日 午後1時50分

福岡市博多区東公園7 - 7

福岡県庁行政棟地下1階行政7号会議室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問い合わせ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号 092 - 643 - 3030

郵便による場合のあて先

郵便番号 812-8577 (福岡県庁)

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

平成22年3月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 被聴聞者

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事(1) 第16363号	有限会社ウィン 代表者 岸本 勝己	豊前市大字久路土1068 - 1

2 聴聞期日及び場所

平成22年3月24日 午後2時10分

福岡市博多区東公園7 - 7

福岡県庁行政棟地下1階行政7号会議室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問い合わせ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号 092 - 643 - 3030

郵便による場合のあて先

郵便番号 812-8577 (福岡県庁)

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第179号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

平成22年3月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 被聴聞者

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事(1) 第16360号	株式会社ゼータ・プランニング 代表者 友清 哲	北九州市小倉北区堺町2 - 1 - 1

2 聴聞期日及び場所

平成22年3月24日 午後2時30分

福岡市博多区東公園7 - 7

福岡県庁行政棟地下1階行政7号会議室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問い合わせ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号 092 - 643 - 3030

郵便による場合のあて先

郵便番号 812-8577 (福岡県庁)

公安委員会

福岡県公安委員会規則第4号

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成22年3月3日

福岡県公安委員会

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

(福岡県警察の組織に関する規則の一部改正)

第1条 福岡県警察の組織に関する規則（平成6年福岡県公安委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条の3及び第2条の4を次のように改める。

(首席監察官)

第2条の3 警務部に、首席監察官を置く。

2 首席監察官には、警視長又は警視正の階級にある警察官をもって充てる。

3 首席監察官は、上司の命を受け、監察官を指揮し、監察事務及び特命事項を掌理する。

(統括参事官)

第2条の4 部に、必要により統括参事官を置く。

2 統括参事官には、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 統括参事官は、上司の命を受け、特に重要事項又は専門的事項に係る事務を掌理する。

第4条中「装備課
留置管理課」を「装備課」に改める。

第5条中第14号を削り、第15号を第14号とする。

第5条の2に次の1号を加える。

(7) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する事。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第10条中「監察官室」を「監察官室
留置管理課」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

(留置管理課)

第15条の2 留置管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 留置施設の管理に関する事。
- (2) 被留置者の護送に関する事。
- (3) 留置施設視察委員会に関する事。

第16条中「生活安全総務課」を「生活安全総務課
子ども・女性安全対策課」に改める。

第17条第6号及び第7号を削り、同条第8号中「家出人等」を「行方不明者等」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第9号を第7号とし、第10号を第8号とする。

第17条の次に次の1条を加える。

(子ども・女性安全対策課)

第17条の2 子ども・女性安全対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・女性に対する性犯罪等の被害の抑止に関する事。
- (2) ストーカー行為等の規制等に関する事。
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する事。

第46条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 警備警察運営の企画及び調整に関する事。

第2条 福岡県警察の組織に関する規則の一部を次のように改正する。

第5条中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

- (14) 警察署協議会の運営の総合調整に関する事。

第5条の2中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第5条、第5条の2及び第46条の改正規定 平成22年3月9日
- (2) 第2条の規定 平成22年3月25日
- (3) 第1条中第2条の3、第2条の4、第4条、第9条及び第10条の改正規定、第15条の次に1条を加える改正規定、第16条及び第17条の改正規定並びに同条の次に1条を加える改正規定 平成22年4月1日

福岡県公安委員会規則第5号

福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成22年3月3日

福岡県公安委員会

福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察職員の配置定員に関する規則（昭和46年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 警察本部

警察官 3,677人

一般職員 627人

(2) 警察署

警察官 7,127人

一般職員 322人

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

雑 報

福岡県文化財保護審議会公告

福岡県の文化財保護に関し、審議会の答申に係る福岡県教育委員会意見書提出制度要綱（平成12年3月8日11教総人第299号）第8条の規定により、提出された意見の要旨及び教育委員会への建議（答申）について、次のとおり公表します。

平成22年3月3日

福岡県文化財保護審議会会長 小 田 富士雄

第1 提出された意見の要旨

1 「はじめに」についての意見

- ・ 福岡県の歴史を述べたところは、記述が福岡地区（中央部）に偏っている。特に筑後、京築エリアに関する内容が乏しい。英彦山や求菩提山の修験道などにもふれたほうがよいのではないか。

2 「文化財の保護に関する基本的な考え方」についての意見

- ・ 今後の文化財保護は、有形遺産と無形遺産を一体的にとらえ、保護していくことが重要。個々の文化遺産を「点」としてではなく、それらを「線」として結ぶ「カルチュラル・ルーツ」の重要性が高まっている。
- ・ 文化財とそれらを取り巻く社会構造との相互関係を掘り下げ、そこで得られた知見を現代の文化芸術活動にフィードバックさせて、現在生み出されつつある文化的所産の保護や活動の奨励につなげていくべきであり、「歴史的特性に沿った

活用」では、そういう視点に基づく施策を望む。

3 「各分野における文化財保護の在り方」についての意見

- ・ 発掘調査によって得られた遺物を確実に保存するために、発掘を担当する文化財職員はもちろん、発掘の作業員に対してもしっかりと研修をすべき。
- ・ 発掘調査を行った後の遺跡や遺物については、壊されたりして失われれば、歴史上その存在が消し去られてしまうので、その整理、保存管理、報告書の作成に鋭意努力していただきたい。

4 「文化財の保存と活用の基本的方策」についての意見

- ・ 文化財の模造品を、同じ材料、方法・技法で作成してみるとよい。文化財ができた過程を理解でき、本質を把握できるなど、調査研究に役立つ。また、実物に替えての展示に活用できるし、修理方法の検討や製作者の養成にも資する。
- ・ 「大学等の専門家の協力を得ることが不可欠」との記述について、文化財の分野や種類によっては、学者よりも実技者のほうが適切な意見や考えを持って判断できることもある。実技者の協力を得ることについても言及すべき。
- ・ 文化財の一体的・統合的な活用を行うに当たっては、地域における文化産業的な問題など文化財の背景を統合的に把握し、様々な課題に配慮した総合的な政策が実施されることを期待する。

第2 建議（答申）の名称

福岡県における今後の文化財保護行政の在り方について

第3 建議（答申）の要旨

文化財の保護に関する基本的な考え方

1 文化財の体系・保護制度と総合的な把握

- (1) 文化財の体系
- (2) 文化財の保護制度
- (3) 文化財の総合的な把握

2 文化財の意義と歴史・文化遺産の継承

- (1) 文化財の意義
- (2) 歴史・文化遺産の継承

3 文化財の保存・活用

- (1) 確実な保存に向けて
- (2) 積極的な活用

各分野における文化財保護の在り方

1 有形文化財

- (1) 建造物
- (2) 美術工芸品

2 無形文化財

3 民俗文化財

- (1) 無形の民俗文化財
- (2) 有形の民俗文化財

4 記念物

- (1) 史跡
- (2) 名勝
- (3) 天然記念物

5 文化的景観

6 伝統的建造物群

7 選定保存技術

8 埋蔵文化財

文化財の保存と活用の基本的方策

1 保存・活用の推進体制の整備

- (1) 組織体制の整備
- (2) 防災・防犯・管理体制の整備
- (3) 人材育成と資質向上

2 関係機関等との連携

- (1) 市町村との連携
- (2) 関係省庁・部局、他県等との連携
- (3) 学校との連携
- (4) 民間・NPO、大学等との連携
- (5) ネットワークの構築

3 地域の活性化に向けた活用

- (1) 地域おこし・まちづくり
- (2) 歴史的特性に沿った活用

4 普及啓発・情報発信

- (1) 公開の促進
- (2) 広報活動の充実
- (3) 各種講座・イベントの充実

第4 建議（答申）の閲覧場所等

- 1 県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁内）
- 2 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区城内7-8 小倉総合庁舎内）
- 3 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎内）
- 4 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内）
- 5 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎内）
- 6 福岡県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤						
					上	下										
22・2・22	3077	告示	320	3				表中	<table border="1"> <tr> <td>県土整備 事務所名</td> </tr> <tr> <td>福 岡</td> </tr> <tr> <td>福 岡</td> </tr> </table>	県土整備 事務所名	福 岡	福 岡	<table border="1"> <tr> <td>県土整備 事務所名</td> </tr> <tr> <td>前 原</td> </tr> <tr> <td>前 原</td> </tr> </table>	県土整備 事務所名	前 原	前 原
県土整備 事務所名																
福 岡																
福 岡																
県土整備 事務所名																
前 原																
前 原																
21・12・4	3047	福岡県公 安委員会 告示	362	15			後から 5		福岡県公安委員会告示第362号	福岡県公安委員会規則第362号						
			361	15			14		福岡県公安委員会告示第361号	福岡県公安委員会規則第361号						